

一般社団法人埼玉県弓道連盟定款の一部を下記の通り改訂する

第1章 総則

第2条（主たる事務所）

【改訂前】 当法人は主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

【改訂後】 当法人は主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区に置く。

第6章 専門委員会等

第45条（設置）

当法人は、諸業務遂行のため以下の専門委員会を置く。

（略）

(4) 【改訂前】 国体選手強化委員会

【改訂後】 国スポ選手強化委員会

（略）